

日本国経済産業省とインドネシア共和国エネルギー・鉱物資源省との間の

原子力エネルギー分野における協力に関する協力覚書

日本国経済産業省及びインドネシア共和国エネルギー・鉱物資源省（以下、一者を指す場合は「一方の参加者」、両者を指す場合は「参加者」という）。

エネルギー安全保障、経済効率性及び環境適合性の観点から、安全確保を前提とした原子力の平和的利用の必要性を**認識**し、

両国の国内法に基づき、原子力の平和的利用に関する人材育成分野における新たな互恵的関係構築の価値を**認識**し、

インドネシアの将来の原子力エネルギー計画が、実証済みで商業的に実現可能な原子力発電技術の導入を優先し、エネルギー安全保障及び系統安定性を確保するため、主に商業的に確立された原子力発電所に重点を置くことに**留意**し、

2024年8月21日にジャカルタで署名された参加者間のエネルギー分野に関する協力覚書を**参照**し、

各国の現行の法令に**従**い、

以下の**認識**に至った。

パラグラフ 1

目的

本協力覚書（以下「本 MoC」という）の目的は、平等及び相互利益の原則に基づき、原子力エネルギー分野における二国間協力を促進・強化するための協力的制度枠組みを構築することである。

パラグラフ 2

協力の形態

参加者は、原子力分野において以下のとおり協力する。

1. 原子力に特に重点を置きつつ、潜在的協力分野に関する情報交換及び対話を実施する。
2. 最高水準の原子力安全、核セキュリティ及び核不拡散の確保のための協力を含み、国際原子力機関（IAEA）のマイルストーンアプローチに沿って、インドネシアに対する能力構築支援を強化する。
3. 日本原子力産業協会、原子力国際協力センター（JICC）及び日本原子力研究開発機構（JAEA）等の関連機関の専門知識及び経験による支援を、インドネシアの関連機関（政府の省庁・機関、規制当局、国有企業、関連する非政府組織を含む）に対して促進する。
4. 将来の原子力導入計画の推進において、日本企業の参加を得ることにより、インドネシアにおける原子力発電所プログラムの促進を図る。
5. インドネシアの将来の原子力計画に沿って、エネルギー安全保障及びシステムの安定性を確保するための商業用原子力発電技術を促進する。
6. 原子力導入が、インドネシアの特定の要件を満たす競争的かつ透明な技術選定プロセスに基づくべきであると認識する。

7. 西カリマンタン州を含む潜在的立地候補地の検討、炉の所有者・運転者の選定、及び電力市場におけるビジネス環境強化を含む必要なインフラ整備に関して、日本および同志国との協力のもと検討する。
8. 必要なデューデリジェンスの完了及びプロジェクトの進捗に応じて、株式会社国際協力銀行（JBIC）、株式会社日本貿易保険（NEXI）などの輸出信用機関（ECA）の活用可能性を検討する。
9. 東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）や国際開発金融機関（MDBs）等の国際機関の専門知識や協力を活用し、送電網開発を含む包括的エネルギーシステム計画の策定における緊密な調整を検討する。
10. 原子力事故の影響を軽減する能力の向上に向けて協力し、日・インドネシア間のより一層の協力を進めるために必要な加速化された議論を歓迎する。
11. 参加者が相互に決定したその他の協力分野

パラグラフ 3

連絡窓口

本協力のための連絡窓口は以下のとおりとする。

1. 日本国経済産業省：資源エネルギー庁
2. インドネシア共和国エネルギー・鉱物資源省：新再生可能エネルギー・省エネルギー総局
3. 各一方の参加者は、自身の総括的な連絡窓口又はその他の連絡窓口に変更があった場合、速やかに書面により相手方の一方の参加者に通知するものとする。

パラグラフ 4

実施

1. 参加者は、協力の具体的分野及びそれに関連する活動を共同で決定するものとする。
2. 協力の形式・方法、財政面での考慮事項、及び当該協力分野に関連する条件等、詳細事項は参加者間の別の取決めに明記し、本 MoC の不可分の一部を構成するものとする。

パラグラフ 5

秘密保持

1. 参加者は、本 MoC に基づき提供された、公開されていないデータ及び情報（共同研究の成果を含む）について、参加者の事前の書面による同意なしに第三者に移転又は提供してはならない。
2. 参加者は、本 MoC に基づき交換された情報又は文書を、本 MoC の意図する目的及び本 MoC の署名時に相互に合意された目的以外に使用してはならず、また、一方の参加者の事前の書面による同意なしに第三者に移転してはならない。

パラグラフ 6

知的財産権

1. 本 MoC の実施のためにいずれかの一方の参加者が提供した知的財産は、当該一方の参加者に引き続き帰属するものとする。
2. 本 MoC の実施活動から生じる知的財産権については、参加者の間で別途取り決めを行い、各国の法律及び規則に従うものとする。

パラグラフ 7

修正

本 MoC の修正は、参加者が書面により合意することにより行うものとする。修正は、署名時又は参加者が共同で定める日から発効し、本 MoC の不可分の一部を構成する。

パラグラフ 8

法的地位

1. 本 MoC は、いずれの一方の参加者にも国際法上の法的拘束力を持つ権利又は義務を創設することを意図したものではない。
2. 本 MoC によって、いずれの一方の参加者に対しても財政的なコミットメントを負うものではなく、また、本 MoC は、いずれの一方の参加者にも、他の一方の参加者に対する優遇措置を与える義務付けを意味するものではない。
3. 本 MoC のいかなる規定も、一方の参加者を他方または他の参加者の代理人とすること、または一方の参加者に、他方の参加者を代表して何らかの約束を行ったり、締結したりする権限を付与するものとして解釈されるものではない。

パラグラフ 9

紛争解決

本 MoC の解釈又は実施に関して生じたいかなる相違は、参加者間の相互理解と誠意に基づき、協議又は交渉により円満に解決する。

パラグラフ 10

発効

1. 本 MoC は、参加者が署名した日から発効する。
2. 本 MoC の有効期間は 5 年間とし、参加者の相互の書面による同意により、さらに 5 年間延長することができる。
3. 本 MoC の終了は、参加者が別段の合意をしない限り、本 MoC の下で進行中のプログラム又は活動が完了するまで影響を及ぼさないものとする。

以上の証として、参加者は本 MoC に署名する。

本 MOC は東京において、2026 年 3 月 15 日に、東京において、日本語、インドネシア語及び英語で作成され、いずれの文書も同一の効力を有する。これらの解釈に相違が生じた場合は、英語版が優先される。

日本国経済産業省

インドネシア共和国エネルギー・
物資源省

赤澤 亮正
大臣

バフリル・ラハダリア
大臣